

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程への追加項目の記載例

地域生活支援拠点等の役割を担う事業所として届出を行う際には下記の項目を追加してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項 (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談の機能 コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能</p> <p>(2) 緊急時の受入れ・対応を行う機能 短期入所等の障害福祉サービスを活用した常時の緊急受入れ体制を確保した上で、介護者の急病や障害児者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p> <p>(3) 体験の機会・場を提供する機能 施設や病院からの地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>(4) 専門的人材の確保・育成を行う機能 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害児者等に対し、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能</p> <p>(5) 地域の体制づくりを行う機能 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<p>記載する役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備単位ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p> <p>※特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が地域生活支援拠点等相談強化加算の算定に関する届出を行う場合には、少なくとも(1)、(2)、(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが要件となります。</p> <p>※複数の特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所が一体的に管理運営を行うために届出を行う場合には、(1)から(5)までの機能を担うことを運営規程に記載することが要件となります。</p> <p>※短期入所事業所が地域生活支援拠点等を担うとして届出を行う場合には、少なくとも(2)、(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが要件となります。</p> <p>※上記以外の事業で届出を行う場合は、相当する機能を担うことを運営規程に記載することが要件となります。</p>

※上記の運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。